

しまスマイル商品券 取扱店募集



しまスマイル商品券の概要

長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今もなお市内の消費活動の低迷が続いています。そのような状況の下、志摩市では市内消費活動の活性化と市内事業者の売上向上を応援するため、市内の店舗等で共通して利用できる「しまスマイル商品券(以下、「本商品券」とする。)」を販売します。つきましては、本商品券を利用できる取扱店を募集します。

①商品券名	しまスマイル商品券
②実施主体	志摩市（受託者：志摩市商工会）
③商品券内容 （1冊あたりの構成）	額面総額 6,000 円（うちプレミアム分 3,000 円） @3,000 円/冊で販売 【1冊⇒500 円券×12 枚綴り】
④商品券利用期間	令和 3 年 7 月 5 日（月）～10 月 31 日（日）
⑤販売金額	総額 2 億 9,100 万円（うちプレミアム分 1 億 4,550 万円）
⑥発行予定冊数	48,500 冊 1 人 1 冊購入可能
⑦商品券利用範囲	志摩市内の取扱店登録店舗等で利用可能 ※利用不可・・・不動産や金融商品、たばこ、商品券やプリペイドカードなど 換金性の高いもの、国税、地方税や使用料などの公租公課等
⑧換金方法	利用された商品券を指定した商品券換金袋へ入れ、市内金融機関(予定)にて換金
⑨換金手数料	なし
⑩取扱店登録申込方法	裏面の取扱店登録申請書を郵送、FAX または志摩市商工会本所 2 F 窓口へ ご持参ください。【電話での受け付けはいたしません】 受付確認後に、取扱店要項、換金袋、登録店ステッカー等を郵送します。
⑪取扱店登録締切	令和 3 年 6 月 9 日（水）まで 上記期日までにお申込みの店舗等は、商品券購入時に配布する取扱店一覧に店名を掲載します。その後も随時受け付けますが、当初配布の取扱店一覧には掲載されませんので予めご了承ください。志摩市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに登録申込書の提出をお願いします。
⑫その他	商品券の利用は、消費者を対象とし、業者間取引は対象外とします

主な取扱店登録資格

以下の条件を全て満たす事業者とします

- ①志摩市内に店舗・事業所を有する事業者であること
- ②小売業、飲食業、宿泊業、サービス業、建設業、製造業等を現在営んでいること
（但し、風俗・娯楽等一部業種を除く） ※幅広く募集しています

★取扱店募集に関するお問い合わせは……志摩市商工会 TEL：0599-44-0700 FAX：0599-43-5146

※『しまスマイル商品券に関すること』は、志摩市役所商工課（Tel44-0010）へお問い合わせください
～裏面もご覧ください～

しまスマイル商品券
取扱店登録申請書 兼 誓約書

私(当社)は、しまスマイル商品券の取扱登録店として申込みます。また「しまスマイル商品券取扱登録店募集要項」の記載事項を遵守し、公正な取引をすることを誓約します。

フリガナ			※いずれかに○をしてください
商号・法人名 代表者氏名			商工会員
			会員外
担当者氏名			
チラシ等への記載名	※上記の商号・法人名と異なる場合のみ記入		
事業所所在地	〒 志摩市		
郵便物 受取先	※所在地と同じ場合は(同上)と記入		
連絡先	TEL	FAX	
営業種目	(主なものに○で囲んで下さい) ①小売業 ②飲食業 ③宿泊業 ④サービス業 ⑤その他 ()		

◆◆◆ 本用紙を事務局へ郵送、FAX またはご持参にてお申込みください ◆◆◆

(FAX) 0599-43-5146

商工会が受付日を記入した本用紙の返信をもって受付完了とします。(郵送・FAXの場合)
翌々日(土日祝を除く)までに返信がない場合は
事務局までお問い合わせください。

事務局 志摩市商工会 0599-44-0700

--